

小山工業高等専門学校国際交流施設管理運営規程

制 定 令和5年3月15日

(趣旨)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校国際交流施設(以下「国際交流施設」という。)の管理運営について必要な事項を定め、その円滑かつ適正な運用を図ることを目的とする。

(管理運営責任者)

第2条 国際交流施設の管理運営責任者は、校長の命を受けて、国際主事が行う。

(使用の範囲)

第3条 国際交流施設を使用できる者は、小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)の学生及び教職員、又は本校と外国の教育・研究機関等との間で実施する国際交流事業に伴う外部からの来校者とする。ただし、特に校長が必要と認めた者は、使用することができる。

(使用の許可)

第4条 国際交流施設の使用を希望する者は、予め所定の使用申込書を提出して校長の許可を受けなければならない。

(使用の取消し)

第5条 国際交流施設の管理運営上支障があると認められるとき、又はこの規程、細則に違反する行為があった場合は、使用を取消すことがある。

(経費の負担)

第6条 国際交流施設の使用に伴う経費は、原則使用者が負担するものとする。

(その他)

第7条 国際交流施設の使用に関する細則は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。